

①背景

○道路法の改正

(令和2年5月27日公布、令和2年11月25日施行)

⇒バス、トラック、タクシー等の事業者専用の停留施設を道路附属物として位置付け(特定車両停留施設)

○高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律の改正

(令和2年5月20日公布、令和3年4月1日施行)

⇒バリアフリー基準適合義務の対象が拡大

バス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

②道路移動等円滑化基準の改正の概要

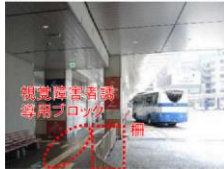
○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正

(令和3年4月1日施行)

⇒「旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、移動等円滑化基準で定める基準に適合させなければならない。」(高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第10条第1項より)

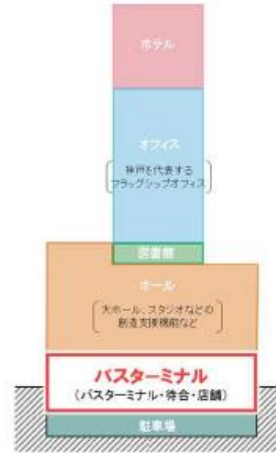
⇒既存の旅客ターミナル等のバリアフリー基準(公共交通移動等円滑化基準)を参考に基準を策定

(バリアフリー基準の例)

乗降場	通 路		その他の旅客の用に供する場所
〈視覚障害者誘導用ブロック等〉	〈傾斜路〉	〈エレベーター〉	〈待合所〉
			
バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準
・視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備(柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を設ける ・縦断勾配 5%以下(やむを得ない場合、8%以下) ・横断勾配 1%以下	・有効幅員 1.2m以上(階段に併設する場合、0.9m以上) ・縦断勾配 8%以下 ・床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとする	・籠の大きさ 1.4m以上×1.35m以上(エレベーターの台数、籠の大きさは利用状況を考慮して定める) ・出入口の有効幅 0.8m以上	・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける

写真出典：国土交通省資料

(参考) 特定車両停留施設イメージ



〔再開発ビル内に設置する場合の構成のイメージ〕



〔バス待合空間のイメージ〕



〔バス乗降空間のイメージ〕

出典：国土交通省資料

○旅客特定車両停留施設

⇒交通混雑の緩和や物流の円滑化のための、バス、トラック、タクシー等の事業者専用の停留施設のうち、旅客を対象とする特定車両停留施設

③今後の対応について

○都条例の改正

都道の円滑化基準は、国の省令を参酌し「都道における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則」において定められている

⇒今後、省令の改正内容を踏まえた都条例及び規則の改正に向けて、関係機関との調整を実施